

経緯 R2「民事司法制度改革の推進について」等 ⇒ R4.10~ 法務省に有識者会議を設置

## 民事裁判情報を提供する意義

司法の  
透明性  
向上

行動規範  
紛争解決指針  
の提示

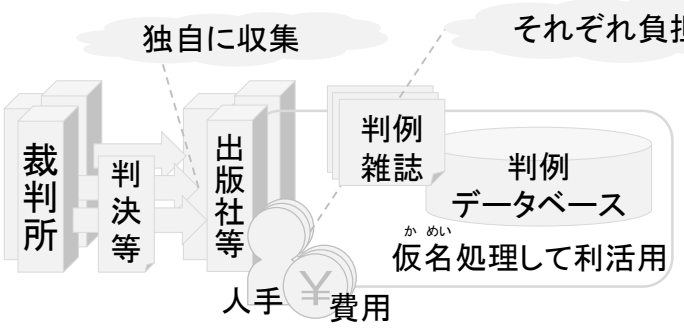
紛争解決を  
補助するAIの  
開発基盤整備



民事訴訟手続のデジタル化を見据え、  
**デジタル社会にふさわしい民事裁判情報の提供  
の在り方・制度化に向けた諸課題**を検討  
(R6.3~パブリックコメント ⇒ 取りまとめ ⇒ 法制化)

## 民事裁判情報提供の現状と課題 (報告書第3)

主な課題は件数と網羅性

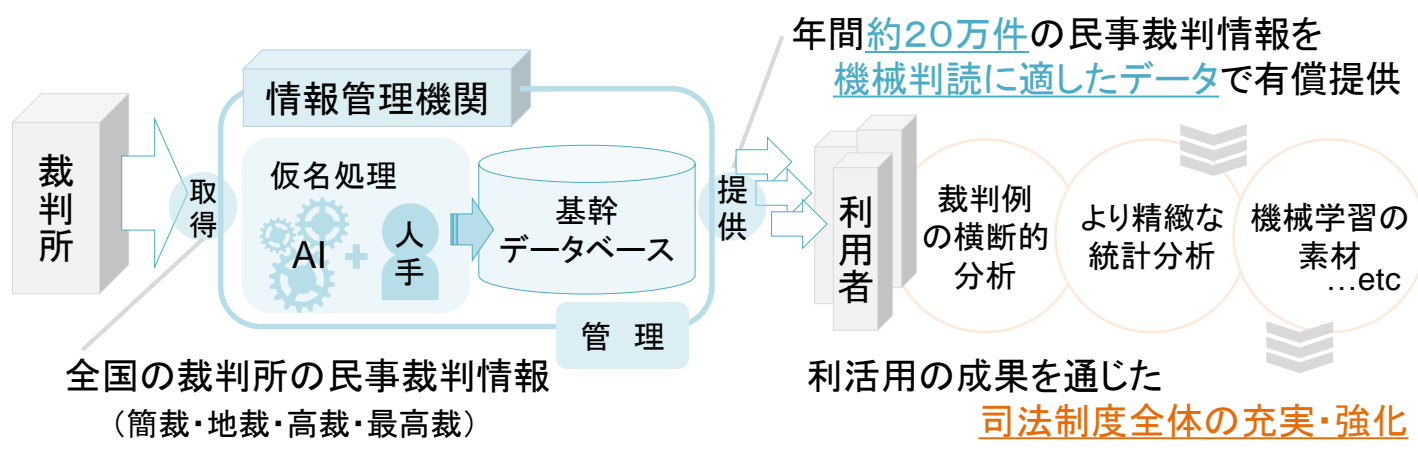


利活用される判決は、  
**全体(年間約20万件)の数%にすぎず、  
網羅性のあるデータベースが存在しない。**

**公開情報**たる民事裁判情報の  
公共財としての価値が高まっていることから  
利活用を促進する環境整備が必要

## 解決策 (報告書第4)

仮名処理を集約・「情報管理機関」が「**基幹データベース**」を構築



## 制度設計の在り方(報告書第5)

価値あるデータベースとしつつ、**プライバシー**等に配慮

